

教職第689号
平成13年3月21日

各県立学校長
各課(所・館)長

埼玉県教育委員会教育長

扶養手当認定基準の細部取扱いについて(通知)

・最終改正 平成20年12月26日教職第1159号

埼玉県教育委員会の任命に係る職員の扶養手当の認定事務については、学校職員の給与に関する条例(昭和31年埼玉県条例第33号)及び職員の給与に関する条例(昭和27年埼玉県条例第19号)並びに学校職員の扶養手当に関する規則(昭和61年教育委員会規則第16号。以下「学校職員規則」という。)及び扶養手当に関する規則(昭和61年人事委員会規則7-451。以下「職員規則」という。)のほか、昭和61年6月6日付け教高第450号通知「学校職員の扶養手当の運用について」(以下「運用通知」という。)及び昭和61年6月25日付け教高第534号通知「扶養手当認定事務の取扱いについて」(以下「取扱通知」という。)等の通知に基づいて実施しているところですが、取扱通知の「第4 認定基準」等に関し、認定基準の細部取扱いについて定めましたので、平成13年4月1日以降の扶養手当の認定事務については、運用通知及び取扱通知に加え下記により実施してください。

記

1 パート就労者等の所得の取扱い

(1) パート就労者、市町村立学校の非常勤講師等のうち、毎月の勤務状況に応じて所得の月額が変動することが見込まれる者(以下、この号及び次号において「パート就労者等」という。)を扶養親族として認定できるかどうかを判断するに当たっては、取扱通知第4第1項の規定に関わらず、当該就労に関する前年の所得に係る市町村発行の所得証明書又は所得証明願(取扱通知様式第4号。以下「所得証明書」という。)等を参考にして、今後の所得の見込みが、学校職員規則第2条第2号又は職員規則第2条第2号に定める額(以下「基準年額」という。)未満であるかどうかを判断するものとする。

このとき、前年の所得が基準年額以上となる場合は扶養親族として認定することができないものとする。

(2) パート就労者等のうち、新規にパート就労を開始した者など、前号の基準では所得の実態を確認できない者を扶養親族として認定できるかどうかを判断するに当たっては、職員から所得に関する申立書(取扱通知様式第3号。以下同じ。)を提出させて、今後の所得の見込みが基準年額未満であるかどうかを判断するものとする。

(3) 少なくとも毎年度1回実施する事後の確認において、扶養親族の所得について、

所得証明書等により基準年額以上であることが明らかになった場合は、所得証明書等で証明する期間の各月において、前3か月における賃金支給月額の平均月額が基準年額の12分の1の額以上となる月に係る扶養手当については認定すべきではなかったものとして取り扱うものとする。

(4) 第1号後段の規定に関わらず、職員から当人の所得が過去の所得実績よりも減少し基準年額未満の所得になる見込みであるとの申立てがあったときは、当該見込みである旨の所得に関する申立書を提出させて確認の上、例外として、扶養親族として認定できるものとする。

ただし、基準年額以上の所得があった場合は、当該所得に関する所得証明書等で証明する期間に係る扶養手当については認定すべきではなかったものとして取り扱うものとする。

2 臨時の任用職員等の所得の取扱い

(1) 本県教育委員会採用の臨時の任用職員、県立学校の非常勤講師等、発令辞令等をもって各月の給与所得等が把握できる者（以下、この項において「臨時の任用職員等」という。）を扶養親族として認定できるかどうかを判断するに当たっては、発令辞令等をもって給与所得等の月額を確認するものとする。

このとき、当該月額が基準年額の12分の1の額以上となる場合は、当該任用期間中は扶養親族として認定することができないものとする。

(2) 前号後段の規定に関わらず、病気休暇取得者の代替職員としての臨時の任用職員に任用された場合など短期間の臨時の任用職員等の場合で、職員から当人の任用が短期間であるので所得が基準年額未満の所得になる見込みであるとの申立てがあったときは、当該見込みである旨の所得に関する申立書を提出させて確認の上、例外として、扶養親族として認定できるものとする。

ただし、基準年額以上の所得があった場合は、当該任用期間に係る扶養手当については認定すべきではなかったものとして取り扱うものとする。

3 事業所得等の取扱い

(1) 事業所得・不動産所得等（以下、この項において「事業所得等」という。）を得ている者を扶養親族として認定できるかどうかを判断するに当たっては、当該事業を年々継続して営んでいるなど、前年の確定申告書の写し等で前年の所得が確認できる場合は、当該確定申告書の写し等を参考にして、今後の所得の見込みが基準年額未満であるかどうかを判断するものとする。

このとき、前年の所得が基準年額以上となる場合は当該所得に係る確定申告の最終日の翌日以降、扶養親族として認定することができないものとする。

(2) 事業所得等を得ている者のうち、新規に事業を開始した者など、前号の基準では所得の実態を確認できない者を扶養親族として認定できるかどうかを判断するに当たっては、職員から所得に関する申立書を提出させて、今後の所得の見込みが基準年額未満であるかどうかを判断するものとする。

ここで新規に認定又は継続して認定した場合、翌年の確定申告時に事後の確認を行い、基準年額以上の所得があったときは、当該事業等開始以降の期間に係る扶養手当については認定すべきではなかったものとして取り扱うものとする。

(3) 第1号後段の規定に関わらず、職員から当人の事業所得等が過去の所得実績よりも減少し基準年額未満の所得になる見込みであるとの申立てがあった場合は、当該見込みである旨の所得に関する申立書を提出させて確認の上、例外として、扶養親族として認定できるものとする。

ただし、翌年の確定申告時に事後の確認を行い、基準年額以上の所得があった場合は、前年の確定申告の最終日の翌日以降の期間に係る扶養手当については認定すべきではなかったものとして取り扱うものとする。

4 主たる扶養者であるかどうかの確認に係る取扱い

(1) 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合で、取扱通知第4第2項ただし書きに規定する基準（以下、この項において「扶養者基準」という。）に基づいて当該職員が主たる扶養者であるかどうかの判断を行うときは、他の扶養者の収入が給与所得の場合は源泉徴収票又は所得証明書等により確認し、他の扶養者の収入が事業所得の場合は確定申告書の写し等により確認するものとする。

このとき、扶養者基準を満たさない場合は、取扱通知第4第3項前段又は取扱通知第4第4項に該当するときを除き、当該被扶養者を職員の扶養親族として認定することができないものとする。

(2) 前号後段の規定に関わらず、職員から他の扶養者の収入が過去の所得実績よりも減少し年額では基準を満たす見込みであるとの申立てがあったときは、当該見込みである旨の所得に関する申立書に準じた書類を添付させて確認の上、例外として、当該被扶養者を扶養親族として認定できるものとする。

ただし、事後において他の扶養者の所得確認を行った結果、扶養者基準を満たしていない場合は、前号前段の規定により確認した日（給与所得の場合は源泉徴収票で確認した日、事業所得等の場合は確定申告の最終日とする。）の翌日以降の期間に係る扶養手当については認定すべきではなかったものとして取り扱うものとする。